令和元年8月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和元年8月21日(水)午後2時15分~午後3時30分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、尾上委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、井上生涯学習部理事、藤林教育総務課長、生田教育指導課長、山崎文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開会

松本教育長

7月25日の臨時教育委員会会議で、教科書採択を行いました。ありがとうございました。学校関係では、教育フォーラムが開催されまして、アンケート結果でも参加者の意見としては、講師の的を射たわかりやすい説明で、大変好評を得ていたように聞いております。そして社会教育関係では、青少年育成に関する団体が行うキャンプでありますとか夏祭り、そのような企画を行っていただきました。

今年も暑い夏となりましたけれども、8月15日は台風の影響で、避難場所を開設するかしないかという状況でした。教育委員会事務局のメンバ

一も、どのような配備体制を組んだらよいかという議論が今年もありました。昨年は、たびたび1週間ごとに台風がきましたが、今年は9月がないことを祈っているところであります。

また今週の日曜日には、英語村フェスタが開催される予定でございます。 明日は、福祉教育常任委員協議会が開催されます。ここでは三日市幼稚園の休園関係、文化財保護関係のことについて、あるいは市立体育館、下里グラウンドの駐車場の有料化についてご提示申し上げるというところでございます。

それでは出席の委員の定足数が達しておりますので、ただいまより、令和元年8月定例教育委員会会議を開催、開会いたします

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

前回会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

松本教育長

特に意見がありませんでしたので、前回会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と尾上委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、尾上委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

7月26日の金曜日に「愛・いのち・平和展」に参加させていただきました。その26日の午後には、都市教育長協議会の夏期研修会がアウィー

ナ大阪で開催されました。主には、府の教育庁に対する要望についての、 打ち合わせと、同時に国に対する再来年の要望について打ち合わせをして まいりました。それから7月30日の火曜日は教育フォーラムの全体大会、 水曜日は分科会で、皆様方もご参加いただいたと思うのですけれども、参 加させていただきました。8月2日の金曜日は、青少年指導員の皆様が主 にスタッフとして実施する「学びの森」という子どもたちのキャンプ事業 の出発の立ち会いをしております。8月4日の日曜日には、南花台の夏祭 りにも顔を出させていただきました。8月5日の月曜日は、奨学生選考委 員会でした。それから8月20日は、南河内の教育長協議会研究会があり まして、京丹後市の教育委員会を訪問いたしました。京丹後市は、平成1 6年に6町が合併して京丹後市になったそうですが、その際に小中合わせ て30校あったのを、その統合を機会に23校にしたそうで、6中学校に まとめたそうです。その時を機会に小中一貫教育を開始しているそうです。 ただ、1つの中学校に2小学校がある地域もあるし、1つの中学校に4小 学校ある地域もあるようで、そのような状況であるので小中一貫教育はな かなか取り組みにくいかと思っていましたが、実際は当市が実施してきて いる内容と類似しておりました。ただ、成果が出ているのかお尋ねすると、 例えば全国的にもいじめの件数というのは、感度があがってきているので、 件数的には増えていますが、京丹後市ではいじめの件数は減り、学力が上 がったと述べておられました。やはり、小中の連続性ということを意識し て、教員たちが取り組んでいることが成果に繋がっているのではないかと いうことで、我々も気持ちをひきしめて原点にもどって取り組んでいかな ければと思いました。

もう1つ聞かしていただいたのは、働き方改革についてです。文科省も 昨今一番は働き方改革について言及します。この京丹後市も先進的に取り 組みをされていて、教職員の働き方改革実行計画を、昨年の7月4日に作 成されておりました。ホームページにものっています。当市では、例えば 夏期休業中に閉校日を設けるとか、あるいは、タイムカードに打刻すると か、取り組んでいますが、京丹後市の働き方改革の実行計画の中には目標 としているものがあって、5年後に超過勤務時間45時間、月45時間を 超えるものを0%にと述べておられたが、そういう明確な目標を立てると いうことが参考になりました。

以上教育長報告とさせていただきます。質問などございませんでしょうか。また働き方改革についても、お知恵を拝借するかと思います。その節はよろしくお願いいたします。ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供ございましたらお願いいたします。

(4) 教育委員報告

藤本委員

私は、国際交流協会の理事会があったので、教育委員として出席してまいりました。今年は姉妹都市25周年ということで、25周年の提携の事業の検討で話し合いをしてきました。

この中で一番問題点であったのは、25年間ずっと同じバーバラさんという方が、もう80代の女性の方ですけれども、ずっと代表を続けてこられていましたが、健康状態に心配があるようです。そのため、その方のあとを引き受ける方がおられないことから、姉妹都市の先行きを非常に危ぶんでおり、今年、協会から2名あちらに赴き、次に引き受けてくれる方を探すのも含めて、25周年の感謝の意を伝えに行くことを考えている、といった内容でありました。

その方向性で進むことになりましたが、先行きに不安がある印象を持ちました。以上です。

松本教育長

ほかにございませんか。それでは教育委員の報告を終わります。

(5) 議事(要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第4号「令和元年10月の人事異動について」の説明をお願いします。

藤林教育総務課長

議案第4号「令和元年10月の人事異動について」ご説明いたします。教育委員会事務局職員にかかります令和元年10月の人事異動につきましては、市長部局との調整の上で決定されていくこととなり、事前に教育委員会に諮ることは困難な状況にありますことから、今回の人事異動に関する事務につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第25条第1項の教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長をして臨時に代理することができる、および教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の委員会はその会議の議決に基づき、前条第1項各号にあげる事務につき、教育長をして臨時に代理させることがあるとの規定によりまして、教育長に代理させる旨、事前に議決を求めるものでございます。なお、令和元年10月の人事異動の結果や内容につきましては、10月の定例教育委員会会議においてご報告するものにございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 ご異議がないようですので、議案第4号「令和元年10月の人事異動に ついて」を承認いたします。

次に議案第5号「河内長野市立市民運動場設置条例の改正について」の説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

それでは議案第5号「河内長野市立市民運動場設置条例の改正について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、近隣商業施設の駐車場の有料化に伴い、大師総合運動場の駐車場における目的外利用や、長時間利用を抑止し、運動場施設利用者のスムーズな駐車場利用を可能とすること及び下里総合運動場の維持管理をしていくための財源を確保すること、またこれについては利用

団体からも強く要望されていることから、受益者負担および駐車場管理運営の適正化を図ることを目的として、両施設の有料化をすすめていくにあたり、本条例の一部改正を行うものでございます。

本改正の概要でございますが、主に3点ございます。1点目が新たに駐車場の利用料金について規定すること。2点目が新たに駐車場の開場時間について規定すること。また3点目が新たに駐車場への駐車を拒否する場合について規定することでございます。

第8条の2駐車場の利用料金につきまして、新たに規定をもうけています。第1項において、教育委員会は、大師総合運動場および下里総合運動場の駐車場利用にかかる料金を、指定管理者の収入として収受させる旨を規定しております。第2項において、利用者は駐車場利用料金を支払う旨を規定しております。第3項において、駐車場利用料金の額は別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める旨を規定しています。利用料金の上限につきましては、別表第3のとおりです。大師総合運動場につきまして、普通車両で入場から1時間までを無料、1時間を超えた30分ごとに100円とし、大型中型車両は入場から1時間までを無料、1日1回あたり300円とします。下里総合運動場につきましては、入場から30分までを無料、30分を超えると普通車両で1日あたり1回500円、大型中型車両で2000円といたします。第4項において、駐車場利用料金の額を告知する規定を、第5項においては、減免について規定しております。

第8条の3駐車場の開場時間につきましては、大師総合運動場および下 里総合運動場の駐車場の開場時間は、いずれも午前6時から午後10時ま でとしています。第8条の4駐車の拒否につきましては、駐車場への駐車 を拒否することができる要件を列記したものでございます。第10条は利 用料金の還付を規定する条文ですが、利用料金に加え、駐車場利用料金の 記載を加える改正がございます。

条例の施行日につきましては、公布の日から起算して6箇月を超えない 範囲内において規則で定める日といたします。ご審議のうえご承認賜りま すようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 料金についてもう一度説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

利用料金につきましては、まず総合体育館は、近隣の商業施設の駐車場が有料化になったことによりまして、総合体育館の駐車場が満車になる状況が続いております。現状といたしましても、その商業施設の駐車場が空車であるにもかかわらず、総合体育館の方は満車になる。私が現地を見に行った際にも、そこの買い物袋を持った方が総合体育館の駐車場に向かってこられて、そのまま帰っていくということがありました。そのような中で、個人利用者、団体利用者からも有料化を要望されたという経緯がございます。このことから、総合体育館については商業施設の駐車場と同等の額で料金を設定するということで、進めているところでございます。

総合体育館の大師総合運動場の駐車場の料金は、1時間が無料で、30分ごとに100円で設定する予定ですので、仮に3時間停めますと400円というような価格設定になりますが、一方、下里総合運動場の駐車場につきましては、あの場所が市街地ではないという立地条件と、利用者が多様化していないということもあり、総合体育館を参考にしまして、400円という価格設定を予定しております。これは土・日・祝日が400円であり平日につきましては200円という設定を予定しております。

ちなみに、先ほど下里総合運動場の料金については、500円と説明いたしましたが、これは設定金額の上限を規定するということです。この規定に基づき、設定金額の上限の中で指定管理者と教育委員会で協議し、適正な価格を告示するというものです。普通車については基本的には今申し上げた価格設定を考えております。この価格で2年間運用していきまして、その中でいろんな諸課題が出てくると思われますので、場合によっては利用料金の変更も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

嘉名委員

この収入は教育委員会に入るわけではなく、一般財源になるのですか。

山崎文化・スポーツ振興課長

駐車場の利用料金は、生涯学習部で管理しております基金に積み立てる 予定です。

嘉名委員

それはいいことですね。

山崎文化・スポーツ振興課長

すべて社会教育施設の維持管理および更新の費用にあてるというよう なことを考えております。

嘉名委員

見通しを教えてください。

山崎文化・スポーツ振興課長

駐車場の運営会社との協議では、指定管理者への収入額が650万円を 見込んでおります。その650万円を指定管理者と市で折半いたしまして、 市へは325万円の収入が見込まれております。この収入額につきまして は、2年間は、駐車場の運営会社からその想定額に満たなくても650万 円が指定管理者に収入されるような契約ができる協議をすすめておりま す。

また施設整備につきましても、その駐車場運営会社で実施して、駐車場 運営会社の収益の中で充当していくという手法をとっておりますので、市 あるいは指定管理者で、初期投資は一切ないという予定であります。

松本教育長

基金に積み立てるのは、収入額の半額の325万円ということですね。

澤田教育長職務代理者

先ほどの確認ですが、商業施設の駐車料金体系と全く一緒でいいですか。

要するに1時間は無料、1時間以内は両者とも無料ということですか。

山崎文化・スポーツ振興課長

はい。ただし、商業施設につきましては1時間無料に加え、500円以上買い物をしますと、90分プラスされるので、合計150分が無料になります。そうありながら、総合体育館の方を利用するというような現状であります。

一方総合体育館に関しましては、1時間無料のみということになりますので、今後運用が開始されましたら、商業施設を利用する方にとっては、 当然商業施設に駐車する方が得になるため、料金体系が全く同じというわけではございません。

小川生涯学習部長

市議会の都市環境・経済常任委員協議会でこの件をご説明させていただきまして、おおむね理解はいただきましたが、福祉センター利用者に影響があるのではないかというご意見がありました。

しかし、それはあくまで目的外利用なので、減免等の配慮を求められま したが、それは実施しないとの方向性を説明しております。

逆に言いますと、今後は料金を支払って駐車していただくことになりますので、利用についてはやむを得ないと答弁しておりますけれども、ご理解はいただけなかった状況であります。

あと、トレーニングで体育館を3時間使えば、おおむね400円の負担になる。これは利用者が減るのではないか、利用者の意見は聞いたのかというご意見がありました。これについては指定管理者を通じて利用者の意見を聞いたうえでの判断でありますし、利用団体等につきましては、すべて施設の更新が控えていますので、そういった意味では適正な受益者負担をしていただくことに意味があるのではないかと説明はしましたが、こちらもご理解はいただけなかった状況ではありましたけれども、総じて議会では賛成はいただきました。

嘉名委員

確かに、フォレスト三日市では、ジムを使うと何時間か無料みたいですが。

松本教育長

3時間程度かと。

嘉名委員

市の施設を使えばスタンプをもらうと無料という他の施設があるので、 これが目立ってしまうのでしょうね。ただ、全く料金体系に違いがあり、 フォレストは結構いい料金体系ですので、無料にしないと誰も来なくなっ てしまう恐れがある。体育館はもともとの利用料金が安いので。

小川生涯学習部長

例えばノバティの「あいっく」でも減免した場合、それは市が負担をしている形です。今回もし社会福祉協議会で減免、あるいは社協負担、あるいは福祉部門負担でした場合おおよそ300万くらいの負担の想定になります。これを市の会計から出すことになると、結局市として何をしているのかわからない状況がうまれますので、そこは毅然としないと、と考えます。

ただし、先述のとおり今回は2年間の中で試行的に実施します。市としても初めての手法ですので、実施した上でいろんな課題が出てくるかと思います。もしかしますと利用者が本当に激減するかもしれませんので、柔軟に見直しを考えていきたいと考えております。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 ご異議がないようですので、議案第5号「河内長野市立市民運動場設置 条例の改正について」を承認いたします。

次に議案第6号「河内長野市立市民総合体育館条例の改正について」の説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

それでは議案第6号「河内長野市立市民総合体育館条例の改正について」ご説明申し上げます。

先ほどの第5号につきましては、いわゆる総合体育館に隣接するグラウンドであるとか、あるいは下里の土のグラウンドの間にある駐車スペース、こういったところを想定したものでございます。今回の条例につきましては、総合体育館の駐車場について、でございます。

本件につきましては、近隣商業施設の駐車場有料化にともない、市民総合体育館の駐車場における目的外利用や長時間利用を抑止し、体育館施設利用者のスムーズな駐車場利用を可能とすることから、受益者負担ならびに駐車場管理運営の適正化を図ることを目的として、施設の駐車場の有料化をおこなうため、本条例の一部改正を行うものでございます。

次に本改正の概要でございますが、議案第5号と同様に駐車場の利用料 金、開場時間、駐車場への駐車を拒否する場合についての規定でございま す。第9条の2駐車場の利用料金につきまして規定を設けます。第1項か ら第5項の規定内容につきましては記載のとおりであり、議案第5号の内 容と同様でございます。また利用料金ですが、利用料金の上限につきまし ては、大師総合運動場と同様に、普通車につきましては入場から1時間ま では無料。1時間を超えた30分ごとに100円とし、大型中型車両は入 場から1時間までを無料。1日1回あたり3000円としております。た だ、運動場は先ほど申しあげましたとおり、大型・中型車両でございます が、1時間を超えましたら、1時間までは無料で、1日1回あたりマイク ロバスは1000円、大型バスは2000円という料金体系を予定してお ります。第8条の3駐車場の開場時間につきましても、大師総合運動場と 同様に午前6時から午後10時までとしています。第8条の4の駐車の拒 否につきましても、記載のとおりでございます。第9条につきましても、 利用料金の還付を規定する条文ですが、駐車場の利用料金の記載を加える 改正でございます。条例の施行日につきましては、公布から起算して6ヶ 月を超えない範囲内において規則で定めると規定いたします。以上で説明 を終わります。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げ ます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 ご異議がないようですので、議案第6号「河内長野市立市民総合体育館 条例の改正について」を承認いたします。

次に議案第7号「河内長野市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の改正について」の説明をお願いします。

森地域教育推進課長

それでは議案第7号「河内長野市放課後児童健全育成事業の設備および 運営に関する基準を定める条例の改正について」ご説明申し上げます。

本件は、国の放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準省令の改正により、本条例に定める本市放課後児童会支援員の料金が確定されたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

改正点につきましては、現在、放課後児童会支援員の資格要件となっており、都道府県知事が行う資格研修を修了することとなっておりましたが、これに地方自治法第20項2条の19第1項の指定都市の長が行う資格研修も追加されたことから、本条例第11条第3項の規定を改正するものです。具体的には、資格研修につきまして大阪府などの都道府県に加え、大阪市や堺市などの政令指定都市の長の実施自治体を拡大するものです。施行予定日につきましては、公布の日から施行することといたします。説明は以上となります。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 ご異議がないようですので、議案第7号「河内長野市放課後児童健全育 成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の改正について」を承 認いたします。

次に議案第8号「令和元年度河内長野市一般会計補正予算案について」の説明をお願いします。

藤林教育総務課長

それでは議案第8号「令和元年度河内長野市一般会計補正予算案について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年9月市議会に提案が予定されております 令和元年度河内長野市一般会計補正予算案のうち、教育事務にかかる部分 につきまして、地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条にも とづき、市長より意見を求められているものでございます。

今回補正予算につきましては、教育総務課、文化・スポーツ振興課、地域教育推進課の3課の内容でございます。内容につきましては各課から順次説明させていただきます。まず教育総務課からご説明させていただきます。今回補正を行う部分でございますけれども、別冊3ページの第3表、債務負担行為補正というところでございます。今回教育総務課で行う分につきましては、市立小学校ならびに中学校のトイレ整備の工事設計の業務委託料ということで、これを債務負担行為で補正をさせていただくというものでございます。金額の限度額につきましては、小学校の方については580万円、中学校については550万円ということでございます。対象の学校でございますけれども、小学校につきましては、小山田小学校、高向小学校を設計の対象としております。中学校につきましては、千代田中学校でございます。教育総務課の内容については以上でございます。

山崎文化・スポーツ振興課長

つづきまして、文化・スポーツ振興課よりご説明いたします。別冊3ページの第4表の地方債補正でございます。公共施設改修事業における財源として、地方債の130万円追加したものでございます。事業の詳細につきましては、寺ヶ池公園野球場の一塁側ダグアウトの壁がブロック塀で構築されており、老朽化しているうえ、寺ヶ池公園内の遊歩道に隣接していることから、ブロック塀を撤去し、新たに目隠しフェンスを設置したものでございます。その他3塁側ダグアウトの補修工事も同時に実施していますが、ブロック塀の撤去に関する工事につきましては、災害復旧債の対象となりますので、対象の事業費130万円を起債するものでございます。

歳入でございますが、市債の教育債に寺ヶ池公園野球場改修事業債として、補正前が1260万円に130万円を追加し、合計1390万円となっています。歳出につきましても教育費の体育施設費の財源構成について一般財源がマイナス130万円、地方債がプラス130万円となっております。文化・スポーツ振興課からの説明は以上でございます。

森地域教育推進課長

つづきまして、地域教育推進課よりご説明いたします。

予算科目につきましては、款10教育費、項5社会教育費、目7放課後 児童会費の節23償還金、利子及び割引料で、当初予算額2億4672万 3000円に対しまして、982万7000円の増加補正となります。

補正の具体的な内容についてでございますが、本件につきましては、平成30年度におきまして、国より受けた放課後児童会の運営事業に係る交付金の精算にともなう返還となります。当交付金につきましては、子ども子育て支援交付金の中に、放課後児童健全育成事業にかかる交付金として、メニュー化されているもので、総事業費の概算算定による交付申請を経て、交付金が先に交付されまして、本事業に関わる決算額が確定したのちに翌年度において精算される形がとられております。このことから、交付申請にあたりましては、実績値、いわゆる決算額については、交付申請額を上回ることがないよう算定しておりますことから、決算額の確定により今年度返還となるものでございます。なお、平成30年度概算により、

より交付をうけました交付金額は、6677万4000円でしたが、精算額は5694万7000円となり、差し引き982万7000円が国への返還額となります。説明は以上となります。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。 地域教育推進課分につきましては、これは主に何の経費で交付を受け過 ぎたのですか。

森地域教育推進課長

放課後児童会の運営経費全体ですので、クラス数や人件費、そういったものも一番最大を見込んでいったん申請しているところです。実際は子どもが減ったりして使わなかったので、精算額で返還するということになります。

松本教育長

その経費には人件費が何割占めていますか。7割程度ですか。

森地域教育推進課長

人件費は9割占めています。

松本教育長

他にご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議がないようですので、議案第8号「令和元年度河内長野市一般会 計補正予算案について」を承認いたします。

(6) 報告案件(要旨)

報告第5号「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定に関する諮問について」

河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会に対し、緊急に本ビジョンの策定に係る諮問を行う必要が生じたため、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、令和元年7月30日付けで諮問を行ったので、これを報告したもの。

(7) その他報告(要旨)

藤林教育総務課長

令和元年7月臨時教育委員会会議の傍聴者アンケートの結果について (別添資料により説明)

山崎文化・スポーツ振興課長

公民館まつりについて (別添資料により説明)

伊藤文化財保護課長

パブリックコメント募集 日本遺産認定記念ロビー展示 第2弾 ふるさと歴史学習館 臨時休館のお知らせ 河内の古民家めぐり (別添資料により説明)

有村図書館長

夏休みのイベントなど 教育費って、いくら必要? (生活に役立つ図書館講座) 図書館 資料展示について (別添資料により説明)

閉会

松本教育長

以上で8月定例教育委員会を閉会します。

令和元年9月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和元年9月26日(木) 午後2時30分開催 ※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告(令和元年7月24日~令和元年8月20日) 別紙

- 7月25日(木) 7月臨時教育委員会会議
- 7月26日(金) 愛いのち平和展(キックス)

大阪府都市教育長協議会夏季研修会(アウィーナ大阪)

7月30日(火) 教育フォーラム(ラブリーホール)

庁議

国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会

- 7月31日(水) 教育フォーラム(キックス、くすのかホール、あやたホール)
- 8月2日(金) 学びの森キャンプ開村式(洞川キャンプ場)
- 8月4日(日) 南花台夏まつり
- 8月5日(月) 奨学生選考委員会
- 8月6日(火) 部長会

政策検討会議

- 8月8日(木) 局内会議
- 8月9日(金) 府教委面談
- 8月19日(月) 全員協議会
- 8月20日(火) 南河内地区教育長協議会研修会(京丹後市教育委員会)